

江別商工会議所 ななかまど通信

高年齢労働者処遇改善促進助成金のお知らせ

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主が本助成金の対象となります。ご希望の企業におかれましては、是非ご利用ください。

○支給要件

- ① 以下のAとBを算出・比較し全体の減少率が95%以上であることが確認できる事業主であること。
(注) 算定対象労働者(※1)が20人に満たない事業所は、任意指定除外者(※2)を除いて減少率を算定。

A	賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間に算定対象労働者が受給した増額改定前の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額
B	賃金規定等を増額改定後、各支給対象期において当該算定対象労働者が受給した増額改定後の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額

- ② 就業規則や労働協約で定めるところにより、賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6か月以上運用している事業主であること。
③ 増額改定前の賃金規定等を6か月以上運用していた事業主であること(新たに賃金規定等を整備する場合は、賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間の算定対象労働者の賃金支払状況が確認できる事業主であること)。
④ 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主であること。

○支給額

令和3年度または令和4年度

AからBを引いた額に、 $4/5$ (中小企業以外は $2/3$)を乗じた額(100円未満切り捨て)

令和5年度または令和6年度

AからBを引いた額に、 $2/3$ (中小企業以外は $1/2$)を乗じた額(100円未満切り捨て)

A	賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間に算定対象労働者が受給した増額改定前の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額
B	賃金規定等を増額改定後、各支給対象期において当該算定対象労働者が受給した増額改定後の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額

○お問い合わせ先 ハローワーク江別 電話382-2377

景気ウォッチャー調査 令和4年7月調査の結果

- ・7月の現状判断DI(季節調整値)は、前月差9.1ポイント低下の43.8となった。
- ・家計動向関連DIは、飲食関連等が低下したことから低下した。企業動向関連DIは、非製造業等が低下したことから低下した。雇用関連DIについては、低下した。
- ・7月の先行き判断DI(季節調整値)は、前月差4.8ポイント低下の42.8となった。
- ・企業動向関連DIが上昇したものの、家計動向関連DI及び雇用関連DIが低下した。
- ・原数値でみると、現状判断DIは前月差8.3ポイント低下の43.5となり、先行き判断DIは前月差6.6ポイント低下の42.6となった。
- ・今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「景気は、持ち直しに足踏みがみられる。先行きについては、持ち直しへの期待がある一方、価格上昇の影響等に対する懸念がみられる。」とまとめられる。